

令和5年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書(1/2)

令和6年3月末現在
(一社)全国LPガス協会 調査

I 事業所の概要

① 販売事業所名	担当部署名・担当者名			連絡先(電話番号)		
② 監督官庁の所管区分(右記のいずれかを「○」で囲んでください。)	1. 経済産業省	2. 産業保安監督部	3. 都道府県	4. 市町村		
③ 消費者戸数 ※注 (キャンプ・屋台等の質量販売、閉栓消費者(空家を含む)は除きます。(以下同じ))	A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	C 一般住宅	D 合計(A+B+C)		
	戸	戸	戸	戸		

注:メータ1つで業務用と一般用に使用している場合、主たる用途の区分としてください。

II 燃焼器具等未交換数(1戸に複数の燃焼器具等がある場合は、その燃焼器具等の数)

① 湯沸器(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)	開放式	台
	CF式	台
	FE式	台
	合計	台
② 風呂釜(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)	CF式	台
	FE式	台
	合計	台
③ 排気筒(CF式、FE式、FF式及びBF式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒で、材料の不適合など法令等に適合しないもの) ※注		台
		台

注:排気筒については、構造的に排気筒の取替えが不可能な場合はCO警報器の設置により交換したものとしてください。

IV 業務用施設のSB(EB)メータ設置先におけるガス警報器連動遮断の状況

① 業務用施設の内、SB(EB)メータ設置戸数	戸	
② ①の内、ガス警報器連動遮断戸数 ※注1	連動済	戸
	連動不要(屋外) ※注2	戸

注:1. ②のガス警報器連動遮断には警報器連動自動ガス遮断装置によるものも含まれてください。

注:2. ②の連動不要(屋外)とは、屋内に燃焼器具がない戸数となります。

VI 集中監視システム設置戸数(ガスメータに設置されたもの)

① 第1号又は第2号認定販売事業者制度の認定を受けられる条件を満たしている集中監視システム(常時監視システム)	戸
② 上記①以外の集中監視システム(低頻度型集中監視システム) ※注2,3	戸

注:1. 常時監視システムとは、メータが検知した特定保安情報を直ちに監視者(集中監視センター)に伝達するものです。

注:2. 低頻度型集中監視システムとは、メータが検知した特定保安情報を決められた時間に監視者(集中監視センター)に伝達するものです。

注:3. バルク供給における残量管理の集中監視システムは除外となります。

VIII 安全機器普及状況等

	①マイコンメータ等		②ヒューズガス栓等		③ガス警報器		④調整器	
	設置済戸数 ※注1, 4, 5	内、期限切れ戸数	設置済戸数 ※注1, 3, 4 (設置不要戸数) ※注2, 3		設置済戸数 ※注1, 4 (設置不要戸数) ※注2	内、製造年から 5年を経過した戸数	設置施設数 ※注1, 6	内、製造年から 7年交換のタイプは7年 10年交換のタイプは10年 を経過した施設数
A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	戸	(戸)	戸	戸	戸	(戸)	施設	(施設)
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	戸	(戸)	戸	戸	戸	(戸)	施設	(施設)
C 一般住宅	戸	(戸)	戸	戸	戸	(戸)	施設	(施設)
D 合計(A+B+C)	戸	(戸)	戸	戸	戸	(戸)	施設	(施設)

注:1. 法令上の設置義務にかかわらず、各項目の安全機器の設置戸数を記入してください。(例えば一般住宅でも警報器を設置していれば「設置済」となります。義務施設かどうかは関係ありません。)

注:2. 「ヒューズガス栓等」の項目で、屋内に燃焼器具がない場合、また、「ガス警報器」の項目で、屋内に燃焼器具がない場合及び燃焼器具が浴室内に設置されている場合は、その戸数を設置不要戸数としてカウントしてください。

注:3. 屋内に燃焼器具がある場合で、「ヒューズガス栓等」の項目について、末端ガス栓と燃焼器具が法令に基づきネジ接続又は迅速継手により接続されている場合は設置済としてください。なお、安全装置のないガス栓が1つでもある場合は未設置戸数となります。

注:4. 1つの消費者に複数のマイコンメータ等、ヒューズガス栓又はガス警報器を設置していても「1戸」としてください。(例えば、1つの消費者にヒューズガス栓が5つ及びガス警報器が2つ設置されていても「1戸」となります。)

注:5. マイコンメータ等の感震遮断装置のないガスメータが設置されている場合は、対震自動ガス遮断器との組み合わせであれば「設置済」となります。また、対震自動ガス遮断器とガス警報器連動遮断装置との組み合わせでも「設置済」となります。

注:6. 調整器については施設数で記入してください。例えば、共同住宅で1つの施設に調整器を設置し、そこから複数の消費者に供給している場合は1施設となります。

※ご不明な点がございましたら都道府県LPガス協会までお問い合わせください。

III 業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況

① 業務用厨房施設数(下記の定義を十分確認してください) ※注	施設	
② ①の内、法定周知以外の周知を行った施設数 (ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知)	施設	
③ ①の内、業務用換気警報器(CO警報器含む)を設置している施設数	設置済	施設
	設置不要	施設

注:業務用厨房施設とは、業務用施設であって、次の業務用機器(事故報告及び事故届に係る特定消費設備の業務用機種)を設置している施設となります。

対象機器:業務用こんろ、業務用オープン、業務用レンジ、業務用フライヤー、業務用炊飯器、業務用グリドル、業務用酒かん器、業務用おでん鍋、業務用蒸し器、業務用焼物器、業務用食器消毒保管庫、業務用業務用湯せん器、業務用めんゆで器、業務用煮炊釜、業務用中華レンジ、業務用食器洗浄機、業務用その他

V バルク貯槽20年検査対応(貯槽を1基以上所有している事業所のみ記入)

区分	令和5(2023)年4月1日~令和6(2024)年3月末実施数		令和6(2024)年度予定数	
	①20年検査を実施し合格 ※注1	廃棄して入替対応 ②バルク入替 ③シリンダー入替	④期限満了基数 (令和6(2024)年度中の期限満了基数)	⑤期限満了基数 + 前倒し予定基数 ※注2
基数	基	基	基	基

注:1. ①は、あくまでもバルク20年検査です。4年に1回の供給設備点検ではありません。

注:2. ⑤は、④に、令和7(2025)年度以降に期限満了のバルク貯槽で令和6(2024)年度中に前倒し、対応する予定数を加えた数となります。

VII 容器流出防止地域への対応 ※注

	令和6年3月末現在	施行期日の令和6年6月1日時点(予定)
① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)を問わず容器流出防止措置済の施設数 ※注	施設	施設
② 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の対象施設数 ※注	施設	施設
③ 上記②の内、容器流出防止措置済の施設数	施設	施設

注:洪水浸水想定区域(想定最大規模)とは、国交省等のハザードマップで1m以上の浸水が予想される区域となります。(1m以上のハザードマップが公表されていない場合は、ハザードマップ凡例において1mを含む区域(例:水深0.5m~3m)を適用)施設数とは供給設備の数となります。また、バルク容器、貯槽は容器流出防止措置済としてください。

令和5年度 需要開発推進取組状況等調査報告書(2/2)

令和6年3月末現在
(一社)全国LPガス協会 調査

販売事業所名	
--------	--

IX 需要開発関係

	GHP (LPガスヒートポンプ)	エネファーム	ハイブリッド 給湯器	エコジョーズ	Siセンサー コンロ	ガス浴室暖房 乾燥機
① 令和5年度 販売台数	台	台	台	台	台	台
② ①の内、非エコ ジョーズ機器から の取替台数 ※注		台	台	台		

注: 取替台数とは、非エコジョーズ給湯器からエコジョーズ給湯器、エネファーム、ハイブリッド給湯器へ変更を記載してください。

X 農業、林業、漁業におけるLPガス販売状況

	農業	漁業	林業
令和5年度 販売トン数	トン	トン	トン

注: ビニールハウス、養殖などによるLPガス利用が対象となります。
注: 1㎡あたり2kgで換算してください。

XI オール電化・都市ガスとの移動関係

① オール電化関係	移動戸数	② 都市ガス関係	移動戸数
LPガス→オール電化	戸	LPガス → 都市ガス	戸
オール電化→LPガス	戸	都市ガス → LPガス	戸

XII ガス料金の公表状況関係

<ol style="list-style-type: none"> 店頭でガス料金を掲載(料金表を自由に入手(配布)できるようにしている状態を含む)している。 ホームページにガス料金を掲載している。 店頭及びホームページにガス料金を掲載している。 店頭及びホームページにもガス料金を掲載していない。 	上記から該当する番号を1つ選択し記入
--	--------------------

XIII LPガスを供給している賃貸集合住宅において、入居を希望する方にLPガス料金を入居前にお知らせできるよう、物件の所有者又は不動産管理会社へ料金表の情報提供状況

①賃貸集合住宅に1件以上の供給を行っている。	
1. はい 2. いいえ	
②上記で1.「はい」と回答の方のみ	
予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に「LPガス料金表」により情報提供している。※注	
1. はい 2. いいえ	

注: LPガス料金表とは、令和3年6月1日に経済産業省より通知された料金表の情報提供に基づき、物件名、販売事業者名、料金内訳(基本料金、従量料金、機器設備等料金)または、原料費調整制度による調整額等が記載されたものとなります。